

①セーフティネット保証4号の期限延長

- 経営の安定に支障が生じている中小企業を、一般保証（最大2.8億円、80%保証）に上乗せした**別枠保証（最大2.8億円、100%保証）**の対象とする**セーフティネット保証4号の期限を延長（3月1日→6月1日まで）**。

セーフティネット保証4号の概要

1. 対象中小企業

- ① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (*) 売上高等の減少について市区町村長の認定が必要

2. 内容（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：一般保証（限度額2.8億円）と別枠で2.8億円 (*) セーフティネット保証5号と併用可。ただし、同じ枠。

3. ご利用手続きの流れ

- ① 取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会に相談。
- ② 対象となる場合、本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得した上で保証付き融資を申込。